

施行日：2010年9月8日

## 飼料中の農薬、重金属及びかび毒の基準値（通知）

単位：ppm(mg/kg)

種類	有害物質名	対象となる飼料	基準
農薬 <sup>*1</sup>	イソプロカルブ	稲わら	1
		稲発酵粗飼料	0.1
	イミダクロプリド	稲わら	10
		稲発酵粗飼料	3
	エチプロール	稲わら	3
		粃米	1
	カルボスルファン	稲わら	0.7
		稲発酵粗飼料	1
	クロチアニジン	稲わら	2
		稲発酵粗飼料	1
	クロラントラニリプロール	稲わら	0.1
		ジノテフラン	稲わら
	稲発酵粗飼料		5
	スピノサド	稲わら	0.5
		稲発酵粗飼料	0.2
	ダイアジノン	稲わら	2
		稲発酵粗飼料	1
	チアクロプリド	稲わら	0.5
		稲発酵粗飼料	0.2
	チアメトキサム	稲わら	0.2
		稲発酵粗飼料	0.1
		粃米	3
	テブフェノジド	稲わら	20
		稲発酵粗飼料	10
	トリクロルホン	稲わら	2
		粃米	2
	フィプロニル	稲わら	0.2
		稲発酵粗飼料	0.1
	フェノブカルブ	稲わら	5
		稲発酵粗飼料	5
		粃米	3
	フェンチオン	稲わら	2
稲発酵粗飼料		0.1	
フェントエート	稲わら	2	
	稲発酵粗飼料	1	
ブプロフェジン	稲わら	25	
	稲発酵粗飼料	15	
	粃米	10	
マラチオン	稲わら	0.2	
メトキシフェノジド	稲わら	5	
	稲発酵粗飼料	2	
アゾキシストロビン	稲わら	5	
	稲発酵粗飼料	1	
	粃米	2	
イソプロチオラン	稲わら	40	
	稲発酵粗飼料	20	

	粃米	15
エディフェンホス	稲わら	10
	稲発酵粗飼料	1
オキソリニック酸	稲わら	10
	稲発酵粗飼料	0.1
クロロタロニル	稲わら	0.2
	稲発酵粗飼料	0.1
チウラム	稲わら	0.04
	稲発酵粗飼料	0.02
カルベンダジム、チオファ ネート、チオファネートメ チル及びベノミル	稲わら	0.3
	稲発酵粗飼料	0.1
ヒドロキシイソキサゾール	粃米	10
	稲わら	1
	粃米	0.5
ピロキロン	稲わら	3
	稲発酵粗飼料	0.5
フェリムゾン	稲わら	2
	粃米	5
フサライド	稲わら	130
フラメトピル	稲わら	5
	粃米	1
フルジオキサニル	稲わら	0.05
	稲発酵粗飼料	0.1
フルトラニル	稲わら	20
	稲発酵粗飼料	5
	粃米	5
プロクロラズ	稲わら	0.2
	稲発酵粗飼料	0.1
プロベナゾール	稲わら	3
	粃米	0.3
メタラキシル	稲わら	0.5
	稲発酵粗飼料	0.2
メプロニル	稲わら	25
2, 4-D	稲わら	1
グリホサート	稲わら	0.2
	稲発酵粗飼料	0.2
グルホシネート	稲わら	0.5
ジクワット	稲わら	0.05
シハロホップブチル	稲わら	2
	稲発酵粗飼料	0.1
	粃米	2
パラコート	稲わら	0.3
ハロスルフロンメチル	稲わら	0.2
	稲発酵粗飼料	0.1
ベンスルフロンメチル	稲わら	0.1
	稲発酵粗飼料	0.05
ベンタゾン	稲わら	0.3
	稲発酵粗飼料	0.1
ベンチオカーブ	稲わら	0.1
ペンディメタリン	稲わら	0.02
モリネート	稲わら	0.3

重金属等 <sup>*1</sup>	鉛	配合飼料、乾牧草等	3.0
		魚粉、肉粉、肉骨粉	7.5
	カドミウム	配合飼料、乾牧草等	1
		魚粉、肉粉、肉骨粉	3
	水銀	配合飼料、乾牧草等	0.4
		魚粉、肉粉、肉骨粉	1
かび毒	アフラトキシンB <sub>1</sub> <sup>*1</sup>	配合飼料、乾牧草等（稲わらを除く）	2
		稲わら	7
		魚粉、肉粉、肉骨粉	7
	ゼアラレノン <sup>*2</sup>	配合飼料（牛用（ほ乳期子牛用及び乳用牛用を除く）、豚用（ほ乳期子豚用を除く）、鶏用（幼すう用及びブロイラー前期用を除く）、うずら用）	0.02
		配合飼料（ほ乳期子牛用、乳用牛用、ほ乳期子豚用、幼すう用、ブロイラー前期用）	0.01
		家畜に給与される飼料	1
デオキシニバレノール <sup>*3</sup>	家畜等（生後3ヶ月以上の牛を除く。）に給与される飼料	1	
	生後3ヶ月以上の牛に給与された飼料	4	

注：1. 基準の対象となる配合飼料には、混合飼料を含み、養殖水産動物用飼料は含まない。

2. 「乾牧草等」は、乾牧草、ヘイキューブ、稲わら、綿実及びビートパルプを指す。

3. 「肉骨粉」には、家禽処理副産物を含む。

4. 基準の対象となる稲わら又は稲発酵粗飼料は、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）の別表第1の1の(1)のセに定める牧草の基準値の対象に含まない。

5. フサライドは、当分の間、稲発酵粗飼料用稲に使用しないこと。

6. 牛（肉用に出荷する牛又は搾乳を行うために飼養する牛をいう。）にテブフェノジドを使用した粗飼料（乾牧草、生牧草、稲発酵粗飼料、サイレージ等）の給与割合は、当分の間、その割合を飼料全体の概ね7割以下に抑えること。

※1 「飼料の有害物質の指導基準の制定について」（昭和63年10月14日付け63畜B第2050号 農林水産省畜産局長通知）

2 「ゼアラレノンの検出について」（平成14年3月25日付け13生畜第7269号 農林水産省生産局畜産部飼料課長通知）

3 「飼料中のデオキシニバレノールについて」（平成14年7月5日付け14生畜第2267号 農林水産省生産局畜産部飼料課長通知）